



「Together たじみ男女共同参画情報紙」は、みなさまに男女共同参画に関する情報提供をすると共に、一緒に考え、作っていくみんなの情報紙を目指しています。あなたらしさ、わたしらしさ、個性が発揮できる社会、男女共同参画社会の実現に向け一緒に考えていきましょう。

※平成30年度男女共同参画講演会を実施しました※

魅力的な職場づくり ～ママプロ流、仕事と子育ての両立～



平成30年10月29日（月）多治見市役所駅北庁舎4階大ホールにて、多治見市くらし人権課と岐阜県の共催による「男女共同参画講演会」を開催し、多くのみなさまにご参加いただきました。

株式会社ママプロ代表取締役での木村麻理さんをお迎えし、「魅力的な職場づくり～ママプロ流、仕事と子育ての両立～」と題してご講演いただきました。

仕事をしながら働くママであり、社会保険労務士の資格を持つ木村さんの実体験をもとに、ママの視点と会社を管理する者の視点の双方から、「ママの就労支援会社」を立ち上げた思いや、女性の就労に関する現状などについて詳しくお話いただきました。職場では、子育てする立場であるかどうかにかかわらず、相手の置かれた立場をお互いに配慮しながら働くことが大切であると教えていただきました。

また、身近に役立つ制度や法律についてもわかりやすく紹介いただきました。実際にママが働くときに積極的に活用できる制度について、改めて学べる機会にもなりました。

あっという間でしたが、充実した90分間となりました。



◎参加者のアンケートから

- 実体験や企業の話など、とてもよい講演だった。参加してよかった。
- 育児休業のこと、介護休業のことなど、改めて詳しく知ることができ、今後の仕事にもつながっていくと感じた。
- 子育てだけではなく親の介護の機会も今後は増加が懸念される中、女性の社会的地位の確立を目指すと共に、男女の壁を超えて仕事の仕方を根本的に見直すことが必要なのだと感じた。
- 一般企業の代表や労務担当責任者に積極的に参加してもらい、意識改革を進める必要があると痛感した。



講師の木村さんが「岐阜で活躍する女性」として紹介されています。

こちらもぜひチェックしてみてください!!

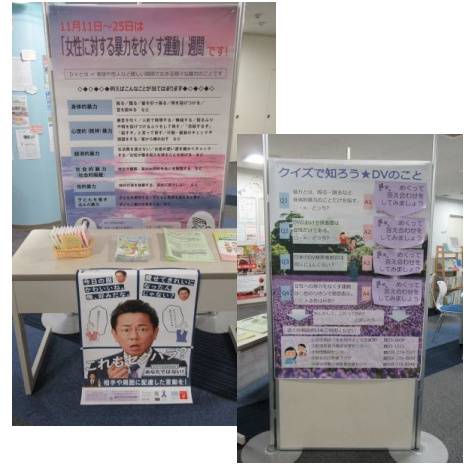
QRコードが使えない方：<http://gifujo.pref.gifu.lg.jp/message/2016/03/post-41.html>



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

11月12日～25日に 「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しました

内閣府は毎年11月12日から25日を「女性に対する暴力をなくす運動」週間と位置付けています。今年度も多治見市では国と連携してこの運動を実施しましたので報告します。



① 駅北庁舎パープルライトアップ

11月19日から30日までの約2週間、駅北庁舎5階南側壁面を紫色にライトアップして、暴力根絶の意思表示をしました。(岐阜県内での実施は駅北庁舎だけでした!)

② パープルリボン仕様のうながっぱ

今年は、多治見市公式キャラクター「うながっぱ」もパープルリボンを着用しました。市を挙げて女性に対する暴力をなくす運動の推進をアピールしました。

③ 「女性に対する暴力をなくす運動」展示

駅北庁舎と市民活動交流支援センター「ぽると」で啓発パネル展示を行いました。

◆ 暴力根絶に向けて 暴力を正しく知ることが大切です！



心理的(精神)暴力

暴言を吐く/人前で侮辱する/
無視する など

子どもを巻き込んだ暴力

子どもを虐待する/
子どもに危害を加えると脅す など

社会的暴力

(社会的隔離)
外出や外部との
付き合いを制限する など

経済的暴力

生活費を渡さない/
金銭の使途を制限する
など

暴力には、殴る・蹴るなどの身体的なものだけでなく、暴言や無視などの精神的暴力、金銭の使途を細かくチェックするなどの経済的暴力など、様々な種類があります。

身体的暴力

殴る/蹴る/髪を引っ張る/
物を投げつける など

性的暴力

性行為を強要する/
避妊に協力しない など

パープルリボン

女性への暴力根絶を
訴える啓発活動のシンボル

運動期間は終わりましたが、引き続き暴力根絶を目指して取り組みを進めます。皆さんもこの機会に、まずは多様な暴力について知っていただくと嬉しいです。





2018年も男女共同参画の視点から様々な出来事がありました。どのような出来事があったのか、以下の出来事の説明中にある空欄を埋めながら、2018年を振り返ってみましょう。

4月

財務省事務次官による(1.)問題発覚。

週刊誌の報道により、当時の財務省事務次官であった福田淳一氏が、テレビ局の女性記者に対する(1.)発言をしていたことが発覚。これを受け福田氏は事務次官を辞任、後に財務省は事実関係を認め福田氏を処分した。

また、5月には当時の東京都狛江市長も市の女性職員に(1.)したとして辞任した。

大相撲春巡業中の「(2.)は土俵からおりて」発言。

舞鶴市で行われていた大相撲春巡業の際に舞鶴市長が倒れ、土俵上で救命措置にあたっていた(2.)に対し、行司が「(2.)は土俵からおりて」と発言。土俵上は伝統的に女人禁制が定められているが、人命が優先されるべき場面での発言に批判が集まった。



5月

(3.)分野における男女共同参画推進法が成立。

衆議院における女性議員割合が1割程度にとどまることなど、(3.)分野における女性割合が低い現状であり、この法律で男女が共同して参画する民主(3.)の発展を目指す。

6月

新潟県中魚沼郡津南町に、日本で(4.)の(2.)町長が当選。

6月24日の町長選挙で、当時31歳の桑原悠氏が日本(4.)の(2.)町長として当選。桑原氏は同町町議としての在任期間に出産。2児の母として子育てをしながら公務を行う。

(5.)関連法案が成立。

ワーク・ライフ・バランスの推進にも重要な役割を持つ(5.)に関する法案が成立、順次施行されることとなった。安倍首相の重点施策のひとつであるが、裁量労働制や高度プロフェッショナル制度など一部内容については、課題が残されている。

7月

衆議院議員による「(6.)は生産性がない」発言。

杉田水脈衆議院議員が月刊誌に寄稿した内容に、(6.)に対する偏見が含まれていたことについて、批判が集まり抗議運動へと発展した。その後同じ月刊誌が、水田氏による寄稿の内容を擁護する記事を掲載し、再度批判が集まったことで同誌は休刊するに至った。

8月

私立大学医学部での得点操作問題発覚。

東京医科大学の入学試験において、(2.)受験生や多浪受験生に対して減点措置をしていたことが発覚。これを機に他の私立大学医学部でも同じような措置を取っていたことが次々に判明。東京医科大学ではこのことをきっかけに初の(2.)学長が就任。



12月

日本人の(7.)取得率が3年連続最下位に。

旅行サイト「エクスぺディア・ジャパン」の調査で、日本における(7.)取得率が50%と、同じ調査を実施した世界19か国中最下位となった。なお1位は、ブラジル、フランス、スペイン、ドイツの4か国で、1年あたり平均30日付与されている(7.)を100%取得する結果となった。

答えは次のページにあります。チェックしてみてくださいね。

おとどけセミナーだより



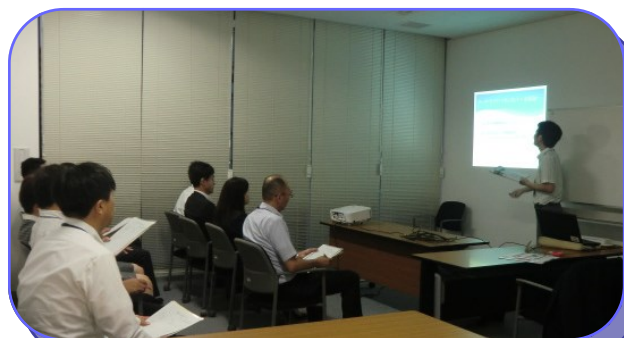
日本政策金融公庫 多治見支店のみなさんを対象に

「ワーク・ライフ・マネジメント」をテーマとしたセミナーを実施しました

9月13日に日本政策金融公庫多治見支店においておとどけセミナーを実施しました。

「ワーク・ライフ・マネジメント」をテーマとして、家庭でも職場でも自分らしく活躍するためにはどうすればよいか考えました。

はじめに多治見市における男女共同参画の取組みについての経緯を説明した後、自分の普段の時間の使い方について見直してもらうワークを行いました。過去に多治見市で行った男女共同参画に係る市民意識調査の結果を使いながら、多治見市民の平均睡眠時間と職員のみなさんの昨晚の睡眠時間を比較したり、休日の時間の使い方を可視化したりする中で、自分のために使う時間と他の人のために使う時間をバランスよく持つことが、充実した毎日を過ごすために大切であることをお話しました。



5人程度のグループに分かれて、それぞれが持つ意見や時間の使い方について交流する時間もあり、全体で活発な意見交換がされた印象でした。セミナーの終盤には、日本政策金融公庫で女性活躍推進専任の職員の方から、組織内で定めている男女共同参画推進や女性活躍推進のための制度についてご説明いただきました。充実した社内制度を整備し、より多くの職員の方に制度を知り、活用してもらうことでワーク・ライフ・バランスを推進しようと取り組んでいらっしゃいました。

おとどけセミナーのご案内

市役所では、職員がみなさんのところに出向いて、男女共同参画について分かりやすく説明する

「おとどけセミナー」を行っています。「男女共同参画についてもっと知りたい!」という方は是非ご活用ください。

メニュー名 「男女共同参画って何だろう?」

◆5人以上のグループでお申し込みください。

◆申込書を、開講希望日の2週間前までに
くらし人権課へ提出してください。

※申込書は市のホームページからダウンロードできます。

前ページクイズのこたえ

- 1: セクシュアルハラスメント(セクハラ)
- 2: 女性 3: 政治
- 4: 初めて 5: 働き方改革
- 6: LGBT(性的少数者)
- 7: 有給休暇

皆さんは何問わかりましたか?



心配しないで。あなたはひとりじゃない。

何かつらいことや心配ごとがあったら、一人で我慢したり、悩んだりしないで、勇気を持って、安心できる誰かに話したり、相談窓口を利用したりしましょう。また、身近な人が不安や悩みを抱えているかもしれないと思ったら、迷わずに声をかけてください。

♪ 女性の人権ホットライン(岐阜地方方法務局) 平日8:30~17:15 電話0570-070-810(全国共通)

♪ みんなの人権110番(法務局・地方方法務局) 平日8:30~17:15 電話番号0570-003-110

♪ 岐阜県女性相談センター 平日9:00~21:00 土日祝 9:00~12:00、13:00~17:00 電話058-274-7377

♪ 多治見市役所子ども支援課女性相談 平日9:00~16:00 電話0572-23-5609

♪ 男性専門電話相談(岐阜県男女共同参画プラザ) 第2・4金曜日17:00~20:00 電話058-278-0858

発行: 多治見市役所環境文化部くらし人権課 人権グループ

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話 0572-22-1128(直通) FAX 0572-25-7233

E-mail: kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

HP: <https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/jinken/danjo/index.html>

この情報紙へのご意見や
お問い合わせはこちらまで。

